

一九四七年四月五日第三種郵便物認可

一九五一年七月五日發行

發行定日 每月五日

第九十四號

奄美群島公報

奄美群島政府

目次

頁

米國民政府布令

○群島組織法一部改正

○

○齒科醫師助手廢止布令

○醫師助手廢止布令

米國民政府命令

○十島村向け商品積出しの件

米國民政府指令

○公衆衛生關係指令廢止の件

○管理勘定資金を以てする琉球諸島民の
日本旅行補助の件

條例

○政府職員定數條例の一部を改正する條例

○自動車運轉免許に關する條例

○自動車登録條例

○社會教育條例

○警察官給與品及び貸與品條例

自十一 至十二

十一

自八 至一〇

自六 至七

六

自二 至六

二

二

自一 至二

一

一

一

目次

頁

○納稅者賞金支給條例

○地方稅法臨時措置條例の一部を改正する條例

○市町村制の一部を改正する條例

○群島有財產條例

○地租等臨時措置條例

○土地調查條例

告示

○知事代理に關する件

○名瀨地區警察署監査報告書

○奄美群島警察本部監査報告書

○大島農業研究指導所監査報告書

○大島中央病院監査報告書

訓令

○奄美群島政府本部事務分掌規程一部改正

誤植訂正

十二

十二

自十二 至十三

自十三 至十六

十六

自十六 至十八

十八

十八

自十八 至二〇

自二十 至二十一

自二十一 至二十二

自二十二 至二十四

二十四

二十四

二十四

布令

一九五一年五月十五日

琉球諸島合衆國民政府

軍政府令第二十二號

改正第五號

群島組織法

一、一九五〇年八月四日附軍政府令第二十二號第百一條中、五の語を削除し、代りに「二十五」の語を入れる。

二、一九五〇年八月四日附軍政府令第二十二號第百四條中、三の語を削除し、代りに「二十三」の語を入れる。

三、一九五〇年八月九日附軍政府令第二十二號の一部を改めて、第百八十一條の次に次の二條を追加する。

第百八十二條 副長官は本

府令又は其の一部の施行、若は本令に依る立法、司法、行政上の處分の執行を拒否、禁止又は停止し又は其の適當と認める條令、指令又は規定の公布を命じ、又は琉球諸島に於ける全權行使權の全部又は一部を取戻す權利を保留する。

第百八十三條 暴力又は暴行に依つて群島政府又は其の他の琉球諸島又は合衆國の政府又は政府機關をてんふくせんことを唱導し、又は之を唱導する團體、組織組合等を援助し、又は之に加入せる者は琉球諸島内に於て名譽職たる

と有給たるとを問はず、何等かの公職に就く資格を有しない。

副長官の命に依り

民政官砲兵大佐

ゼームス・エム・リュウイス

一九五一年六月八日

琉球諸島合衆國民政府

軍政府令第二十二號

改正第六號

群島組織法

軍政府令第二十二號（一九五〇年八月四日附）改正第五號（一九五一年五月十五日附）第三項中

「一九五〇年八月九日附軍政府令第二十二號」とあるを次の通り改める。

「三、一九五〇年八月四日附軍政府令第二十二號」

副長官の命に依り

民政官砲兵大佐

ゼームス・エム・リュウイス

合衆國琉球民政本部

民政副長官事務局

APO三三一

一九五一年五月五日

民政布令第四十二號

齒科醫師助手廢止布令

第一條 定義

一、齒科介輔とは次の各號に該當する者をいう。

（一）資格ある免許齒科醫師と共に又はその直接的監督及び指導の下に少くとも一年間齒科

醫療上の訓練を受けた者。

（二）齒科應急手當、適當なる豫防法及び處置、技巧室處置等を含む訓練を受けた者。

（三）本布令發布當日までに引續き三年間齒科醫師助手として勤めた者。

（四）本布令發布以後は正當に資格ある免許齒科醫師又は保健所長の監督の下にのみ利用せられるもの。

第二條

一、「齒科醫師助手」の名稱及びそれに伴ふ特權は是を以て廢止する。

元齒科醫師助手にして齒科介輔、し科衛生士又はし科技巧士として業をなすものは、それらの名稱を以て呼ばれ、如何なる場合といへどもし科醫師又はし科醫師助手の名稱を以て自己を稱するべからず、し科介輔がその職名を記す如何なる場合にも明らかに「し科介輔」なる肩書を使用しなければならぬ。

第三條

一、琉球し科醫師試験委員會は本布令發布當時「し科醫師助手」として業をなして居る者の中からし科介輔として働くことを希望する者にしてし科介輔の業をなす資格ありと委員會の認める者を証明する。

二、有資格者にしてし科介輔として必要なる者は、群島政府に之を証明する。群島政府は金貳百圓徴收の上許可証を發行する。

第四條

一、本布令發布當時、し科醫師助手としての業をなしている者は以後は資格ある免許し科醫師又は保健所長の監督の下にのみ働くことを得。

二、醫師配置委員會はその見解によつて正當なるし科醫師の恩恵にあづかれないと認める區域を保健所長の監督の下にシカ介輔が仕事をしつてよい區域を定めることを得。

三、而して之等の配置は各群島の醫師配置委員會之をなすものとす。

四、之等シカ介輔は第三條の規定の通り各シカ醫師試験委員會の支配の下にあり、有資格者は委員會之を資格ある旨証明す。彼等がその下に働いている所のシカ醫師個人又は保健所長それらの監督の任にあたるものとす。

第五條

本布令は一九五一年四月一日より施行する。

民政副長官の命に依り

施政官 砲兵大佐

ゼームス・エム・リュウイス

合衆國琉球民政本部

民政副長官事務局

APO三三一

一九五一年五月五日

民政政府令第四十三號

醫師助手廢止布令

第一條 定義

一、介輔とは次の各號に該當する

者をいう。

(一)資格ある免許醫師と共に又はその直接的監督及び指導の下に少くとも一年間醫療上の訓練を受けた者。

(二)應急手當、病への介抱、輕症疾患の診療、輕少なる外科的處置並びに簡單なる醫藥品及び治療劑の分與並びに處方を含む訓練を受けたる者。

(三)本布令發布當日までに引續き三ヶ年間醫師助手として勤めた者。

(四)本布令發布以後は正當に資格ある免許醫師又は保健所長の監督の下にのみ利用せられる者。

第二一條

一、「醫師助手」の名稱及びそれに伴ふ特權は是を以て廢止する。元醫師助手にして介ほとして業をなす者は介ほの名稱を以て呼ばれ、如何なる場合といえども「醫師」内か「醫師」外か「醫師」助手、内か「醫師」助手、外か「醫師」助手等の名稱を以て自己を呼ぶべからず職名を記する如何なる場合にも明らかに「介ほ」なる肩書を使用しなければならぬ。

第二二條

一、琉球醫士試驗委員會は、本布令發布當時「醫師助手」として業をなして居る者の中から介ほとして働くことを希望する者にして介ほの業をなす資格ありと委員會の認める者を証明する。

二、有資格者にして介ほとして必

要なる者は、群島政府に之を証明する群島政府に金貳百圓徴收の上、許可證を發行する。

第四條

一、醫士配置委員會はその見解によつて正當なるいし之恩けにあづかれないと認める區域を保健所長の監督の下に介ほが仕事をしよてよい區域と定めることを得。

二、而して之等の者の配置は各群島のいし配置委員會之をなすものとす。

三、之等介ほは第三條の規定の通り各いし試驗委員會の支配の下にあり、有資格者に委員會之を資格ある旨証明する。

四、彼等がその下に働いている所のいし個人又は保健所長それらの監督の任にあたるものとす。

第五條

一、本布令は一九五一年四月一日より施行す。

民政副長官の命に依り

施政官 砲兵大佐

ジェームス・エム・ルーウイス

命令

一九五一年六月一九日

奄美地區台衆國民政府

奄美群島知事殿

奄美行政命令第四十七號

十島村向け商品積出しの件

一、近來相當量の黒糖が名瀬から十島村向け積出されていることは明らかである。

一、同村住民の需要を遙に超過する多量、黒糖が同地域向け輸送されて居る以上、論理上當然の歸結として之は琉球諸島民と日本、關商人の間に物交密貿易用を使用されて居ると論斷する外はない。

二、斯う云ふことを看過してはならない。日琉間には合法的貿易の道が開けて居るのであり日琉間の貿易を希望する者は何人でも規定の手續に準據して之を行はなければならぬ。

四、本書簡に述べるところは、亦十島村と琉球諸島の他の地域との間に輸送される他の物品資材の上にも適用される。

五、一九四九年七月五日附特別布告第三十二號特に其の第二篇第二章第三十條、不法入國に關する項、並に第二篇第三章第一條三項不法貿易に關する項に御留意願うたい。上記の罪に該當する者は、最大一年の懲役又は一萬圓の罰金又は其兩刑に處される。

六、日琉間の密貿易並に不法入國又は離國を取締り之をなくす爲に必要な措置を直に講じなければならぬ。

七、今後當民政府月報を提出して貴政府の本問題に關して取つた對策、及び密貿易者と不法入國者の檢舉數を報告しなければならぬ。なほ同報告には十島向け荷送り人及び荷受人住所氏名、企業免許番號、品名數量を記載し、十島よりの輸入品に就ても同様の事項を報告しなければならぬ。

長官の命に依り
副官步兵大尉
エリオット・オウ・シャドウイン

指令

一九五一年六月一日

琉球諸島合衆國民政府

民政指令第八號

公衆衛生關係指令廢止の件

左記の指令は之を廢止する。

イ、一九四六年一月二十八日附合衆國海軍軍政府指令第一一〇號沖繩衛生委員會の件。

ロ、一九四七年四月十四日附軍政府指令第十三號入院患者入院料の件。

ハ、一九四九年二月十五日附軍政府指令第十號入院患者食糧の件。

副長官の命に依り

民政官砲兵大佐

ジェームス・エム・ルーウイス

米國琉球諸島民政府
施行指令第二十六號
管理勘定資金を以てする琉球諸島民の日本旅行補助の件

一、總則

イ、琉球管理勘定資金の運営に關する方針を立て、其の計劃實施をなす指導として茲に掲げる報道と手續を發表する。

ロ、米國琉球諸島民政府財務官は

琉球日本貿易事務局内にB級代理官を任命して琉球管理勘定受入金のすべてを、この運営に要する経費に支出することに當らしめる。

二、被補助者

イ、米國琉球諸島民政政府民政官はこの計劃に依り補助を受ける者（思想、証明ある者に限る）を指名し、其の旅費其の他に要する補助金額を決定する権限を有する。

ロ、管理勘定は左記目的に使用することを得る。

（一）教育、左記の者に與へる。

（イ）日本の認定大學及び諸學校に通學する琉球諸島學生
（ロ）琉球諸島の専門職業に従事する者にして關係方面の日本の學會、講習會、諸行事等に參加出席する者。

（ハ）琉球諸島の個人にして前記（イ）（ロ）二項以外の方面に於て日本の學會、講習會、指導會等に出席する者。

（ニ）日本に於ける各方面に再教育講習會。

（二）特殊目的

特に選定されたる個人に對し日本の政府の機能、各種製造法、機械機具の使用法、特殊の調査研究及び改良法、工場設計、勞働關係等の研究をなし、又は最近の外國貿易に行はれる方法手續等の視察等をなさんとする者に對し、これ等の研究視察が琉球の一般經

済をひ益し、米國民政府の定められた目的の達成に寄與する場合には、之に補助を與へる。其の調査研究が一人又は一私會社團體等を利用するに止まり、宏く一般經濟を利用するところなきものに對しては、此の計畫に依る補助は與へない。

三、運 營

イ、米國琉球諸島民政政府行政課は本計劃に關する通信類一切を發送して、琉球管理勘定資金の運用に關する琉球諸島の綜合機關の任務を盡す。

ロ、米國琉球諸島民政政府の在日琉球貿易事務局は、リュウ球管理勘定資金に關して、左記ハ項に掲げるところを除き、日本に於ける其の運用一切を管理ソウ合する。

ハ、極東軍總司令部・リュウ球民政課は、日本文部省と協力して諸計劃に出席する者の給與旅費等の補助に就き取極め整理する。

四、計畫設定

イ、米國民政府各部に於て、其の所管事項の目的を定め、其の執行計畫を立てて、之に關する推薦と共に之を民政政府民せい官に提出して認可を求めめるのは各部の責任である。

ロ、米國民政府行政課は、推せんにかゝる計畫書を民政政府會計官に提出して必要なる資金を得なければならぬ。

五、實施計畫

イ、主催部が民せい府から其の計畫の認可を受けた時は、認可を受けた目的に合致する完全詳細な實施計畫を立てるために必要な措置をとらなければならぬ。此の計畫の中には、關係機關、其の行はれる時期及び場所、宿泊其の他の援助に關する事項等關係事項一切に關する詳細の考慮が含まれて居なければならぬ。

ロ、實施計畫に就ては、豫め確定的な取極めをし、おいて、參加個人、日本の官廳機關等が一定の日に於て、夫々の資格を以て進んで行動し得る様、且、各自が其の責任を自覺し居る様、細部に至るまで取極めをしておくことが肝要である。即ち指導講習會の場合に於ては、個人のリュウ球諸島からの出張命令を發令するに先だつて、リュウ球諸島民政政府主催部と、日本の協力者又は團體との間に實施計劃又はカリキュラムに關する事前の打合せ取極めがなければならぬのである。

ハ、在日リュウ球事務局を以て、主催部を補助して、各種必要な取極めをなし、本計劃に關する情報を提供し、其の他實施計劃の遂行に要する各種連絡事務を遂行する機關に指定する。斯の様な活動をなす爲には、スキヤツプ關係部極東軍參謀部日本セイ府諸機關、日本民間團體、

各種企業商業團、在日リュウ球貿易事務局輸出入部等と緊密な連絡を保つことが必要である。

六、琉球人の入國許可証

イ、予定出發期日の少くとも三十日以前に琉球人の日本入國許可証の請求をなすのは、琉球民政政府行政課の責任である。

ロ、請求書は下記事項を具しなければならぬ。

（一）氏 名

（二）旅行の目的

（三）滞在期間

（四）使用資金の種類（琉球管理かん定）

（五）旅行者の種類

ハ、本計畫に依り日本に入國せんとするりゅう球人の入國許可証はすべて、りゅう球民政政府在日琉球貿易事務局を経、其の同意を得て之を請求し、同局は極東軍總司令部に部琉球民政課を通じ其の手續上必要なる措置を講じなければならぬ。

ニ、入國許可通知ありたるときは在日琉球貿易事務局B級代理官は、支出金額を決定し、直に琉球民政政府財務官に對し、同金額支出の許可を要請しなければならぬ。

ホ、個人又は團體に對する入國許可証發行の請求をなすときは、琉球民せいふ行せい課は、在日琉球貿易事務局に對し、其の目的及び計畫を文書を以て詳細報告しなければならぬ。

七、旅行日程

第六項本號に掲げる計畫明細書を受取つたときは、在日リウ球貿易事務局は、日時、場所、旅行期間、経費等を掲げた適當なる旅行日程を作製しなければならぬ。此の旅行日程は下船の場所から沖繩向け歸還乗船地までを含む予定旅行の全部を含むものでなければならぬ。(但し市内往復を除く)。

八、出張命令

イ、極東軍から旅行許可証を受取り、詳細調査して誤りなきを確かめたるときは、琉球みん政府行政局は適當なる出張命令を發令しなければならぬ。

ロ、出張命令は下記事項を具しなければならぬ。

- (一)氏名
- (二)指定團體指導者(引率者)名

(三)旅行目的

(四)滞在期間

(五)日本内地に於ける輸送許可(鐵道又は自動車)

(六)旅行者の種類

(七)日當、旅費、實際支給額

九、沖繩出發

イ、リウ球民政府行政課は、本計畫に與かる人々の沖繩出發に關する各船の手筈を整へ手續をする責任を有する。個人でも團體でも資金支出の許可を與へられ其の資金がリウ球ミンセイフ在日リウ球貿易事務局B級代理官に渡るまでは、沖繩出發の許可は與へられない。

ロ、出發に先だつてリウ球ミンセイフ主催部局長は、行セイ課と協力して各個人に對し、指導並に方針説明を行はなければならない。此説明には次の事項を含む。

(一)團體引率者の選定並に其の權限義務の説明。

(二)目的の説明

(三)計畫の細部事項説明。

(四)各個人に對し要求される職員としての公的行爲の概略。

(五)通貨取締規則の説明。

(六)日本會社との一方的契約に關する其の權限の限界に就ての説明。

(七)各個人は日本滞在中、在日リウ球貿易事務局長の取締監督を受け、同局長は正當の事由あるときは各個人に對しりゆう球歸還を命ずる權限を有することに就ての説明。

(八)各個人に對し命令十五通を與へる。團體引率者に對しては、各個人に關する命令五通宛を與へる。

(九)琉球民セイフ在日リウ球貿易事務局に提出するため、團體引率者に對し、上記説明書の關係部分を文書として渡す。

ハ、なおりりゆう球民セイフ府行セイ課は出張者に對し、左記の指示をなす責任を有する。

(一)各個人はりゆう球みんセイフ在日貿易事務局代表員の出迎あるまで船上に留まつて居

なければならぬ。同代表員はまた必要なる輸送及び宿泊の世話をしなければならぬ。

(二)手廻荷物は日本滞在中必要なく可らざる身の廻り用品に限る。出張命れい、公文書直に入用な身の廻り用品等は、小さな手提カバン一個に入れて、自分で宿舍を持運び出来る様にしておかなければならぬ。大型の荷物は役宿後二十四時間以内に別に引渡す。

(三)荷物は一個毎に所持者の姓名、行先を和英兩文を以て明瞭に記載しておかなければならぬ。

(四)巻煙草一ポールは關稅無しで携帯出来る。(此の以上は非常に高關稅がつく)。

ニ、なお琉球諸島民政府行政課は關稅、身體検査、保險等に關する必要なる手續をなし、日本への必要なる輸送をなす責任を有する。又琉球民政府在日琉球貿易事務局に對して到着豫定時の少くとも七十二時間前に、之を通報する責任を有する。

一〇、日本での受入

イ、りゆう球民政府在日琉球貿易事務局は、本計畫に従い日本に行くりりゆう球諸島人の受入並に宿泊に關して、一切の準備をなし、手筈を調べる責任を有する。

ロ、到着予定日時の通知を受けたときは、般上の出迎、通關手

續、本人及び荷物の輸送、宿所等に關する準備を整へなければならぬ。

ハ、宿所が決定して暇が出来次第にりゆう球民政府在日リウ球貿易事務局長又は其の代表者から全員に對して簡單な指示を與へる。同指示には次の事項を含む。

(一)歡迎の挨拶

(二)目的及び予定計畫の確認。

(三)旅行日程に關する詳細なる説明(各人に日程書を渡す)

(四)各個人の私的及び公的行動に關する説明

(五)日本の通貨並に關稅に關する法規の説明

(六)團體引率者の確認、及び其の權限と責任に關する説明

(七)琉球民政府在日琉球貿易事務局長の取締權限の確認。

一一、日本に於ける滞在費補助並に取締

イ、授業料、學生費、日當、輸送費(市内運賃を除く)日本文部省納附金等の滞在補助は、在日琉球貿易事務局B級代理官から之を支給する。此の補助金は事情に應じて適當なる金額を適當の時期に給する。第三項運營の項參照

ロ、取締監督に類することは、最少限に止めるけれども、計畫の進行狀況概略を報告せしめ、計畫に關する人事の必要なる取締は行ふ。計畫進行狀況報告は、特に主催部の別の要求なき限り

在日リゅう球貿易事務局長に對し、ケイカクが予定通り進行して居ることを簡單に報告する程度に止める。此の取締の中には在日リゅう球貿易事務局長は其の必要ありと認めるときは、何時でも團體引率者を取替えることが出来る權限を含んで居る。

一二、日本出發

イ、琉球民政府在日リゅう球貿易事務局は本計劃關係者の日本出發に關する一切の手筈を調べなければならぬ。なお琉球民政府行政課に對して、到着豫定時間の少くとも七十二時間前に之を報告するため必要な措置をなさなければならぬ。

ロ、目的の達成状況を檢討し、本計畫に關する將來の活動運営に資すべき情報を得るために、出發に先だつて、在日リゅう球貿易事務局長が各個人又は團體に對して會見を行ふ。

ハ、各リゅう球諸島人は下記事項を含む出發證明書を得るために出發の一日前、之を在日琉球ボウ易事務局に報告しなければならぬ。

(一)各荷物の通關手續證明

(二)乗船港までの輸送手續

(三)乗船中の食料配給米申請

(四)各領收証を渡してあるが、米拂かん定がすべて拂済であるかを検査するための會けい簿の検査

(五)日本旅行に關係ある其の他の一切事項の検査

ニ、在日琉球貿易事務所所員が宿所から乗船港まで訪日琉球人に附添ふ。同所員は一切の手續が済んで乗船が出發するまで彼等に附添ふ。各人に對して、リゅう球到着次第、直に琉球民政府行政課に出頭届出る様訓示する。

一三、報告書

琉球民政府主催部は出張個々又は團體の沖なわ歸着後出来るだけ速かに日本に於ける其の特定活動に關する詳細の報告書を徴さなければならぬ。斯の種の報告並に之に關する協議會を基にして、主催部に於ては、民政府の目的達成のために、是等の講習會等より最大の利益を得る様、適當なる措置を講じなければならぬ。

一四、資金並に會計手續

イ、此の計畫に對する資金を給するのために、日本田管理カン定口座を設定してある。總司令部財務官を以て管理カン定管理官とする。琉球民政府財務官が資金の支出に關する責任を持つ。在日琉球貿易事務局B級代理官を以て琉球民政府財務官代理官に任じ其の責任を負はせる。琉球民政府財務官の許可を得て總司令部財務官がB級代理官に資金を渡す。此の資金は在日琉球ボウ易事務局B級代理官に對し支出又は振替の金額に依つて實際的標準を維持する様にされる。支出は民政府財務官に於てB級代理官から、支出の証憑書類を添えて毎月の殘金報告を受けたるとき、之に従つて一月を基準にして支出をする。B級代理官の保有すべき資金の標準は、琉球民政府財務官が定める。

ロ、入國許可の通知を受けたならば出張者の沖なわ出發に先だつて、琉球民政府行政課と琉球民政府財務官とは琉球民政府在日貿易事務局の方に充分の資金が設定される様、適當の措置をなさなければならぬ。琉球民政府財務官の方では、代理官に對する此の資金の支出認可を與へておかなければならぬ。

ハ、宿泊料、旅費、書籍費、講習料、雜費等は認可割當資金の中に入る。但し止むを得ない事情のため、沖繩向け歸還乗船延期の餘儀なき場合には、在日琉球貿易事務局長が必要なる宿泊料支給の權限を有し、斯の場合には必要資金増額願を提出しなければならぬ。此の場合の全給與額は予定滞日數に比例するものとす。在日琉球貿易事務局長の相當と認める増加額を支出するものとす。此の支出は通常一週間及至二週間の宿泊料に相當するものとす。

ニ、第一〇項〇號に掲げる接見指示の際に、各人は訪日第一回分宿泊料支拂のための小切手を受取る。小切手の外に証ひよう(原本一通、謄本四通)を用意し、小切手受取人に對して各証ひよう其の他資金の受領を示す各書類に署名を求め。各証ひようには証據書類として出張命令寫を添附するを要する。各証ひよう原本及び第一、第二謄本は、かつして、各種領收証と共に、毎月五日と二十日にリゅう球民政府財務官宛送附する。第四と五謄本は出張者個人が定簿に綴込み保存す。

ホ、出張者各自は、在日リゅう球貿易事務局の與へる支出狀況報告書用紙に自署の証ひように掲げる支出總額に對する各支出内譯を記入して、之をB級代理官に提出しなければならぬ。なお各人は出來る限り各支出に對する領收証を受取つて、之を支出報告書に添附しなければならぬ。宿泊料の次回補助請求をなす前に、此の書類を完備しておかなければならぬ。

ヘ、官廳記録として在日リゅう球貿易事務局B級代理官は日現金出納當座帳を備へて、支出月日、出張員氏名、証ひよう番號、檢証番號、銀行かん定(貸借欄)手持現金、殘金、手持支拂濟証ひよう(貸借欄)財務官拂分責任額總額等を之に記入しなければならぬ。

一、B級代理官は右會けい記録の外に個人別かん定會計原簿を備へて、出張員氏名、到着月日、電報許可番號並に割當金額、各支出月日各支出証ひ

よう番號、檢証番號、支拂金額、割當認可額殘金等を之に記入しなければならぬ。最後の欄に出張者の出發月日と資金かん定の清算を示して、かん定締切の際の財務官帳簿との支出過不足を示さなければならぬ。又個人別書類綴を備へて、各個人に關する書類記録一切即ち發受電報、半月分會計報告書、支出に關する講習會等の方針活動に關する一切の通信文書等を夫々各種別に分類して保存しなければならぬ。

副長官の命に依り

民政官 砲兵大佐

ゼームス・エム・リュウイス

行政部長高級副官部大佐

アー・エル・キンソン

政府

條例

奄美群島條例第二十號

政府職員定數條例の一部を改正する條例をここに公布する。

一九五一年六月十三日

奄美群島知事代理

大津 鐵治

政府職員定數條例の一部を改正する條例

第一條中「二、四三二人」を「二、四三六人」に改める。

第三條中「二、二八一人」を「二、二八六人」に改める。

附則

この條例は一九五一年六月一日から適用する。

奄美群島條例第二十一號

自動車運轉免許に關する條例をここに公布する。

一九五一年六月十三日

奄美群島知事代理

大津 鐵治

第一條 自動車運轉免許に關する條例

運轉免許を受けた者でないければ自動車運轉することはできない。

運轉免許を分けて普通自動車免許(以下普通免許という)けん引自動車免許特殊作業用自動車免許若しくは特殊自動車免許(以下特殊免許という)小型自動車四輪車免許自動三輪車免許側車附自動二輪車免許、自動二輪車免許若しくは輕自動二輪車免許(以下小型免許という)及び假運轉免許の十種とする。

普通免許特殊免許又は小型免許を受けた者は別表第一に定めるところにより特定種類の自動車、假運轉免許を受けた者は指定を受けた自動車を運轉することができる。

自動しやの種類は別表第二の通りとする。

第二條 運轉めん許は試験に合格し且つ左の各號の一に該當しない者に對しこれを與へる。

一、普通めん許及び特殊めん許については十八才未満の者、小がためん許については十六

才未満の者。但し、輕じどう二輪しやめん許を除く。

二、精神病者、つんば、おし、めくら。

三、運轉めんきよの取消を受けてから一年を経過しない者

四、其の他公安委員會に於いて不適當であると認める者。

運轉めんきよ試験は自動しや取扱方法の要旨、自動しや及び交通に關する取締法令並にじどうしやの運轉技能に關してこれを行う。

第三條 この條例に定めるものの外運轉めんきよに關し必要な事項は尙從前の規定による。

附則 一、この條例は公布の日からこれを施行する。

二、この條例施行の際現に從前の規定による普通めんきよ又は特殊めんきよを有する者は同項の期間内に公安委員會に運轉めん許証を提出しその運轉してこの條例に依る各種別めん許を申請することができる。

殊めんきよを有し又は申請した者は左の區分に從いそれぞれこの條例による運轉めんきよを受け又は申請した者とみなす。

(一)普通めんきよは普通じどうしやめんきよ

(二)特殊めんきよは特殊作業用じどうしやめんきよ

三、この條例施行の際現に從前の規定による前項以外の運轉めん許を有する者はこの條例施行の日から六月以内は別に公安委員會の定める區分に從いそれぞれこの條例により運轉めん許を受けた者とみなす。

四、前項の規定に該當する者は同項の期間内に公安委員會に運轉めん許証を提出しその運轉してこの條例に依る各種別めん許を申請することができる。

免許の種類別		備考
普通自動車免許	普通自動車小型自動四輪車輕自動二輪車	普通免許
けん引自動車免許	けん引自動車小型自動四輪車輕自動二輪車	けん引免許
特殊作業用自動車免許	特殊作業用自動車輕自動二輪車	特殊免許
特殊自動車免許	特殊自動車中指定された自動車輕自動二輪車	特殊免許
小型自動四輪車免許	小型自動四輪車輕自動二輪車	小型免許
自動三輪車免許	自動三輪しや輕自動二輪しや	小型免許
側車附自動二輪車免許	側しや附自動二輪しや輕自動二輪車	小型免許
自動二輪しやめん許	自動二輪しや輕自動二輪しや	小型免許
輕自動二輪しやめん許	輕自動二輪しや	小型免許

(別表第二)

自動車の種類	備考
普通自動車	普通 自動車
けん引自動車	特殊 自動車
特殊作業用自動車	
特種自動車	
小型自動四輪車	
自動三輪車	小型自動 車
側車付自動二輪車	
自動二りんしや	
軽自動二輪車	

構造、装置、規格、性能、用途等による區別

前二輪により操向し主として人又は貨物を運搬する構造の自動車中、
小型自動車以外のもの

もつばら他の車をけん引する構造の自動車又は人若しくは貨物を運搬
する構造を有するもけん引装置を有し被けん引に適する構造を有する
車をその構造を用いてけん引する自動車、但し總重量二千キログラム
以下の車をけん引するその三倍以上の總重量の自動車を除く

ロードローラ、グレーダー、ブルドーザー、耕作用自動車等人又は貨
物を運搬する構造を有せずもつばら特殊作業を行う構造の自動車

他の各種に属しない自動車

原動機による制限

内燃機
筒容積
気
關を原
動機と
するも
の類

電動機とする
もの

前二輪に
より操向
する自動
四輪車自
動三輪車
の類

前一輪により操向する自動三輪車後車付自動自轉車の類

前一輪により操向する側車付自動二輪車の類

前一輪により操向する自動二輪車、スクーターの類で輕自動二輪車に
屬しないもの

前一輪に
より操向
する自動
二輪車ス
クーター
の類で下
表の制限
以下のも
の

一時定格出力一、二キロワット

内燃機
筒容積
氣
關を原
動機と
するも
の

計合の積容筒氣

二行式
百立方センチメートル

四行式
百五十立方センチメートル

長さ
幅
高さ

車輪の寸法による制限

二、八メートル

一、六メートル

二、二メートル

奄美群島條例第二十二號

自動車登録條例をここに公布する。

一九五一年六月十三日

奄美群島知事代理

大津 鐵 治

自動車登録條例

第一條 自動車に所有する者は、當該自動車につき、奄美群島公安委員會（以下公安委員會という）の登録を受けなければならない。

公安委員會は登録をした後その者に自動車登録証を交付しなければならない。自動車に運轉するには當該自動車にの登録証を携帯しなければならない。

第二條 自動車に所有する者は、自動車検査証及び當該自動車に正當な權原に基いて所有することを証する書面を提出しなければならない。

自動車に所有する者は、自動車検査証及び第一號様式及び第二號様式に規定するところによる。

臨時運轉の許可を受けて運轉する自動車については登録はこれを行わない。

第三條 自動車に所有する者は、登録簿に記載する事項につきこれを變更したときはその變更後十日以内に公安委員會に届け出て所定事項の記入を受けなければならない。

第四條 自動車を所有する者は、自動車登録証を滅失し又は「き損」したときは公安委員會に申請してその再交付を受けることができる。

第五條 自動車を所有する者は、その使用を廢止したときは遅滞なく公安委員會に登録の抹消を申請しなければならない。

自動車取締令の規定により自動車に使用を禁止したとき又は車輛検査證の有効期間が満了し一ヶ月を経過しても車輛検査を受けないときは公安委員會はその登録をまつ消しなければならない。

第六條 左の各號の一に該當するときは自動車に所有する者は遅滞なく自動車登録証を公安委員會に返納しなければならない。

一、自動車の使用を廢止したとき

二、自動車の使用の禁止を命ぜられたとき

三、車輛検査の有効期間満了後一ヶ月を経過したとき

四、自動車登録証の再交付を受けた場合において舊自動車登録証を所持するとき
前項第一號乃至第三號の場合において自動車登録証の返納をした者の申請があるときは公安委員會はその申請者に對し、返納の事實を証する書面を交付しなければならない。

第七條 第一條第一項、第三項、第三條、第五條、第一項及び第六條第一項の規定に違反した者はこれを拘留又は科料に處する。

第八條 自動車登録しよの交付及び再交付を受けようとする者は左の各號によつて手数料を納入しなければならない。

一、普通自動車及び特殊自動車 第一號様式（表）

一、臺に付 壹百圓
二、小型自動車 一臺に付 五拾圓
三、自動車登録証再交付 一回に付 參拾圓

附 則
この條例は公布の日からこれを施行する。

自動車登録簿			公安委員會	
登録番號	第 號	登録年月日	年 月 日	年 月 日
車名型式及び年式				
原動機の種類	車輛番號		第 號	第 號
機關番號	第 號	車 臺 番 號	第 號	第 號
取得の事由				
所有者住所氏名				
種類變更欄 原動機	種 類	變更事由	變更年月日	登録年月日
			年 月 日 年 月 日	年 月 日 年 月 日
車輛變更欄 車輛番號	車輛番號	變更事由	變更年月日	登録年月日
	第 號 第 號		年 月 日 年 月 日	年 月 日 年 月 日
機關變更欄 機關番號	機關番號	變更事由	變更年月日	登録年月日
	第 號 第 號		年 月 日 年 月 日	年 月 日 年 月 日

(裏)

車變 臺更 番欄	車 臺 番 號	變 更 事 由	變 更 年 月 日	登 録 年 月 日
	第 號		年 月 日	年 月 日
	第 號		年 月 日	年 月 日
所 有 者 住 所 氏 名 變 更 欄	住 所 氏 名		取得の事由及年月日	登 録 年 月 日
			年 月 日	年 月 日
			年 月 日	年 月 日
			年 月 日	年 月 日
			年 日 月	年 月 日
			年 月 日	年 月 日
			年 月 日	年 月 日
			年 月 日	年 月 日
備 考				

備考

(一) 原動機の種類らんに
 發どう機發電氣及蒸氣機
 關の別を記入し發どう機
 にあつてはなおディゼル
 機關及ガソリン機關の別
 を記入すること
 (二) 取得の事由らんに
 買贈與等の別を記入する
 こと
 (三) この表中記載事項を
 おいてなつ印すること
 い正したときは擔當官に

第二號樣式

年 月 日 交付

自動車登録證

奄美群島公安委員會

印

(三十種)

十二種

(表) 備考この表は三つ折とする

(裏)

登録番號	第 號	登録年月日	年 月 日	車 變 輛 更 番 欄 號	第 號	年 月 日	所有者住所氏名 所有者住所氏名變更欄	取得事由及び 發行年月日 年 月 日 年 月 日	
車 名 型 式 及 び 年 式				第 號	年 月 日				
原 動 機 の 種 類		車輛第號	第 號	第 號	年 月 日				
機 關 番 號	第 號	車臺番號	第 號	機 變 關 更 番 欄 號	機 關 番 號 第 號	變更事由	登録年月日		
取得の事由					第 號		年 月 日		
所 有 者 住 所 氏 名					第 號		年 月 日		
原 動 機 の 種 類 變 更 欄	種 類 變 更 事 由		登録年月日						
車 輛 番 號	車 輛 番 號	變 更 事 由	登録年月日	車 變 臺 更 番 欄 號	車臺番號	變更事由	登録年月日	備 考	
變 更 欄	第 號		年 月 日						

奄美群島條例第二十三號

社會教育條例をこゝに公布する。

一九五一年六月十三日

奄美群島知事代理

大津 鐵 治

社會教育條例

(目的)

第一條 この條例は、教育基本法(一九四九年五月十六日政廳令第十四號)の精神に則り、社會教育に關する政府並びに市町村の任務を明らかにすることを目的とする。

(社會教育の意義)

第二條 この條例で「社會教育」とは、學校教育法(一九四九年五月十六日政廳令第十五號)に基き、學校の教育課程として行われる教育活動を除き、主として青少年及び成人に對して、組織的な教育活動(體育及びレクリエーションの活動を含む)をいう。

(政府及び市町村の任務)

第三條 政府及び市町村は、この條例及び他の法令の定めるところにより、社會教育の獎勵に必要な施設の設置、運営集會の開催、資料の作成、頒布及びその他の方法により、すべての住民があらゆる機會、あらゆる場所を利用して、自ら實際生活に即する文化的教養を高め得るような環境を醸成するように努めなければならない。

(政府の市町村に對する援助)

第四條 前條の任務を達成するため、政府はこの條例及び他の法令の定めるところにより、市町村に對し、豫算の範圍内において社會教育施設の設置に對する財政的援助並びに物資の提供及びそのあつ施を行う。

(公民館の設置)

第五條 市町村は、第三條の任務を達成するために公民館を設置する。

(公民館の職員)

第六條 公民館に主事を置き、その他必要な職員を置くことができる。

(公民館の職員の身分及び待遇)

第七條 公民館職員の身分及び待遇は、公立學校職員に準ずるものとし、人件費は政府がこれを負擔する。

(公民館の事業)

第八條 公民館は、左の事業を行う。

一、成人特別講座及び一般講座を開設すること。

二、講習會、講演會、座談會、展示會、討論會、その他の集會を開催すること。

三、運動會、競技會その他體育指導のための集會を開催すること。

四、音楽、演劇、美術その他藝術發展のための發表會を開催すること。

五、視覚、聴覺教育をなすこと。

六、各種の團體機關等の連絡を

圖ること

七、その施設を住民の集會その他の公共的利用に供すること。

八、その他必要なこと。

(學校その他公共建物の利用)

第九條 學校その他の公共建物は、支障のない限り、社會教育のために解放しなければならない。

(公民館の運営方針)

第十條 公民館は、次の行爲を行つてはならない。

一、もつぱら營利を目的として事業を行い、特定の營利事業に公民館名稱を利用させ、その他營利事業を援助すること。

二、特定の政黨の利害に關する事業を行い、又は公私の選舉に關し、特定の候補者を支持すること。

三、特定の宗教を支持し、又は特定の教義、宗派もしくは教團を支持すること。

(公民館の監督)

第十一條 公民館は、これを知事の監督下におく。

附 則

この條例は、公布の日から施行する。

奄美群島條例第二十四號

警察官給與品及び貸與品條例をこゝに公布する。

一九五一年六月二十一日

奄美群島知事代理

大津 鐵 治

警察官給與品及び貸與品條例

第一條 警察官には制服として、

豫算の範圍内において左の品目を給與する。

一、帽

一、冬服

一、盛夏上衣及び盛夏ズボン

一、甲種外套

一、乙種外套

一、くつ下

一、短くつ

一、地下足袋

一、ゲートル

第二條 警察官には、制服として豫算の範圍内において、左の品目を貸與する。

一、警察官章

一、帽徽章

一、階級章

一、日章

一、帶革

一、外とう及び被服のボタン

一、手帳

一、捕縄

一、警笛

一、警棒

一、拳銃

第三條 給與品は、現品を支給する。但しくつ下短くつは、その代料を交付することができる。

第四條 給與品の員數及び使用期限は、左の通りとする。但し、己む得ない事情があるときは員數を増減し及び使用期限を伸しゆくすることができる。

一、帽 一箇

一、冬服 一組

一、盛夏上衣及び盛夏ズボン 一組

二年

二年

二年

二年

二年

二年

二年

二年

- 一、甲種外とう 一着 五年
- 一、乙種外とう 一着 三年
- 一、くつ下 二足 四ヶ月
- 一、短くつ 一足 一年
- 一、地下足袋 一足 六ヶ月
- 一、ゲートル 一組 三年

任命後初めて給與する場合は、前項の規定に拘らず、盛夏上衣及び盛夏ズボン二組を支給する。

第五條 貸與品は退職、休職、轉職、死亡の際は、これを返納しなければならぬ。使用期限の終らない給與品も又同様とする。但し給與品の代料を下付したものは使用残期に相當する金額を返納しなければならぬ。

第六條 貸與品又は使用期限の終らない給與品をキ損フン失してその代品を交付する場合は、そのキ損、フン失が過失怠慢に依るものであるときは、辨償の責任を負はなければならぬ。

附 則

この條例は一九五一年六月十二日からこれを施行する。但しこの條例施行の際既に給與されている現品に就いては支給の日にさかのぼつてこれを適用する。

奄美群島條例第二十五號
納税者賞金支給條例をここに公布する。

一九五一年六月二十一日
奄美群島知事代理
大津 鐵 治
納税者賞金支給條例

(本條例の趣旨)

第一條 軍政府令第十五號特別行爲税及び全第十八號娛樂興行課の納税者に對して知事はこの條例の定める處に依つて抽籤を行ない賞金を支給する。

(抽籤券)

第二條 抽籤を受けようとする納税者は業者から受領した領收証を、各期の終了、翌日迄に納税代理人又は税務署長に提出して抽籤券と交換するものとする。前項の交換率は各領收証に記載された税額の合計額に依り、税額拾圓に付ちゆうせん券一枚の割合とし端數はこれを切り捨てる。

(ちゆうせん)

第三條 ちゆうせん期は年を次の三期に區分し、各期の終了後二ヶ月以内に夫々ちゆうせんを行う。

第一期 四月から七月迄

第二期 八月から十一月迄

第三期 十二月から三月迄

ちゆうせんを行うに際して警察官吏を立會させなければならぬ。

(賞 金)

第四條 賞金は一等から五等迄の者に支給するものとし、各等の人員及び賞金は次の通りである。

一等	一名	一萬圓
二等	三名	各參千圓
三等	十名	一千圓
四等	參拾名	各五百圓

五等 百名 各百圓

(當せん)

第五條 知事は當せん番號を決定したときは直ちに之を公示するものとする。

當籤者はちゆうせん券を提出して賞金を受領するものとする。

(當せん失格)

第六條 不正の方法に依つて當せんしたものには、賞金を支給しない。

(附 則)

この條例は一九五一年八月一日からこれを施行する。

奄美群島條例第二十六號

地方税法臨時措置條例の一部を改正する條例をここに公布する。

一九五一年六月二十九日

奄美群島知事代理

大津 鐵 治

地方税法臨時措置條例の一部を改正する條例

地方税法臨時措置條例の一部を次のように改正する。

第四條 地租附加税又は家屋税附加税の賦課率が本税の百分の五十を超えるときは、知事の許可を受けなければならぬ。

營業税附加税の賦課率が本税の百分の五十を超えるときも、前項と同様とする。

附 則

この條例は、一九五一年四月六日から、これを適用する。

奄美群島條例第二十七號

市町村制の一部を改正する條例をここに公布する。

一九五一年六月二十九日

奄美群島知事代理

大津 鐵 治

市町村制の一部を改正する條例

市町村制の一部を次のように改正する。

第三十條第二項を削る

第三十二條に左の一項を加える

市町村の議會の議員は奄美群島會議議員と兼ねることが出来る。

第五十六條第一項中「第三十八條」を「第三十五條」に「第四十三條(市町村の長の選舉に關する部分を除く)」を「第四十條」に改める。

第六十五條 市町村の議會の議員が被選舉權を有しない者であるときは、その職を失う。

その被選舉權の有無は、議員が左の各號の一に該當するため被選舉權を有しない場合を除く

外議會がこれを決定する。この場合においては出席議員の三分の二以上の多數により、これを決定しなければならぬ。

一、禁治産者又は準禁治産者となつたとき

二、禁こ以上の刑に處せられたとき

三、選舉に關する犯罪に因り、罰金の刑に處せられたとき

前項の場合において、議員は第五十五條の規定に拘らず

その會議に出席して自己の資格に關し辯明することはできないが決定に加はることはできない。

第五十六條第五項及び第六項の規定は、第一項の場合これを準用する。

第六十六條中「第五十四條」を「第五十條」に「第五十五條第二項」を「第五十二條」に改める。

第七十八條に左の一項を加える
市町村長は奄美群島會議議員及び奄美群島の有給の職員と兼ねることができない。

第八十條 市町村長が被選舉權を有しなくなつたときはその職を失う。その被選舉權の有無は市町村長が第六十五條第一項に掲げる事由の一に該當する爲被選舉權を有しない場合を除く外當該市町村の選舉管理委員會がこれを決定しなければならぬ。
第五十六條第五項及び第六項の規定は、前項の場合にこれを準用する。

第八十一條中「第五十四條」を「第五十條」に「第五十五條の二」を「第五十二條」に改める。

第八十六條中「軍政府」を「琉球諸島合衆國民政府」に「民政府」を「群島政府」に改める。

第九十七條 市町村會議議員及び市町村長選舉法第三條第三項の規定に該當する者は、助役になることができない。

助役は、市町村會議議員及び市町村長選舉法第三條第三項の

規定に該當するに至つたときはその職を失う。

第九十九條中「第二條第三項第一號」を「第三條第五項」に改める。

第一百一條四項中「第三條第三項第一號」を「第三條第五項」に改める。

第一百九條 市町村の議會において市町村長の不信任の議決をしたときは、市町村長は、十日以内に議會を解散することができ、議會において、市町村長の不信任の議決した場合において、前項の規定により議會を解散しないときは又はその解散後初めて招集された議會において、再び不信任の議決をしたときは市町村長は退職しなければならぬ。

前二項の規定による不信任の議決については、議員數の三分の二以上の者が出席し、その四分の三以上の者の同意がなければならぬ。

第一百四十二條第五項中「北部南西諸島」を「奄美群島」に改める。

第一百五十一條中「臨時北部南西諸島政廳」を「奄美群島政府」に改める。

第一百八十八條中「市町村」の下に「第一條第三項」を加え「第三十條第三項」を第三十條第二項に改める。

附則第一條を削除する。
附則第二條を削除する。
附則第三條を削除する。

附則第六條を削除する。

附則第八條中「命令で」を「知事が」に改める。

附則第九條 この市町村制施行前においては、町村制（明治四十四年法律第六十九號）は尙效力を有するものとみなす。

附 則

この條例並びに市町村制は、一九五一年八月一日から、これを施行する。

奄美群島條例第二十八號

群島有財産條例を、ここに公布する。

一九五一年六月二十九日

奄美群島知事代理

大津 鐵 治

群島有財産條例

第一章 總 則

（この條例の趣旨）

第一條 群島有財産の取得、維持保存及び運用（以下管理という）並びに處分については、他に特別の定めのある場合を除く外、この條例の定める所による。

（群島有財産の範圍）
第二條 この條例において群島有財産とは、群島の負擔において群島有となつた財産又は法令の規定により、若しくは寄附により群島有となつた財産であつて左に掲げるものをいう。

- 一、不動産
- 二、船舶、浮標、浮さん橋及び浮ドック

三、前二號に掲げる不動産及び動産の從物

四、事業所、作業所、學校、病院、研究所、その他これらに準ずる施設においてその用に供する機械及び重要な器具

五、地上權、地役權、礦業權、砂礦、その他これらに準ずる權利

六、特許權、著作權、商標權、實用新案權、その他これらに準ずる權利

七、株券、社債權、地方債証券、投資信託の受益証券及び出資に因る權利。但し、群島が資金又は積立金の運用及びこれに準ずる目的のために臨時に所有するものを除く。

前項第四號の機械及び重要な器具は當該事務所作業所、學校、病院、研究所その他これらに準ずる施設を廢止した場合においても、これを群島有財産とする。

（群島有財産の分類及び種類）
第三條 群島有財産は、これを行政財産と普通財産とに分類する。

行政財産とは、左に掲げる種類の財産をいう。

- 一、公用財産、群島においてぐん島の事務、事業又はその職員の仕事の用に供し、又は供するものと、決定したもの
- 二、公共福利用財産、群島に於て直接公共用に供し若しくは供するものと決定した公園、

若しくは廣場又は公共のために保存する記念物。

三、企業用財産ぐん島においてぐん島の企業又はその企業に従事する職員の住居の用に供し、又は供するものと決定したるもの。

普通財産とは行政財産以外の一切の群島有財産をいう。

第二章 管理及び處分の機關

(管理及び處分の機關)

第四條 ぐん島有財産は、知事がこれを管理し、又は處分しなければならぬ。

(事務の委任)

第五條 知事はその所管に屬するぐん島有財産に關する事務の一部を、部局の長(かい廳の長を含む以下同じ)に分掌させることができる。

第三章 管理及び處分

第一節 通則

(公共福し用財産の取得廢止)

第六條 公共福し用財産とする目的で、財産を取得し又は公共福し用財産以外の群島有財産をこれらの財産としようとするときは、議會の議決を経なければならぬ。公共福し用財産の用途を廢止しようとするときも同様とする。

(職員行為の制限)

第七條 ぐん島有財産に關する事務に従事する職員は、その取扱に係るぐん島有財産を譲り受け、又は自己の所有物と交換することができない。

前項の規定に違反してなした行為は、これを無効とする。

第二節 行政財産

(處分等の制限)

第八條 行政財産は、その用途又は目的を妨げない限度において使用、又は收益をさせる場合を除く外、これを貸し付け、交換し、賣拂い譲與し、若しくは出資の目的とし、又はこれに私權を設定することができない。

(準用規定)

第九條 第十五條から第二十八條までの規定は行政財産をその用途又は目的を妨げない限度において、使用又は收益をさせる場合に、これを準用する。

第三節 普通財産

(處分等)

第十條 普通財産は第十五條から第二十一條までの規定によりこれを貸し付け、交換し、譲與し又はこれに私權を設定することができる。

普通財産は、議會の議決を経て、第二十四條から第二十八條までの規定によつて、これを賣却することができる。但し民政府沒收品又は、民政府からの贈與品並びに、時價三万円未満の財産の賣却については、議會の議決を要しない。

普通財産は、別に定めるところによつて群島の政策遂行上必要である場合及び公益上必要がある場合に限つてこれを出資の目的とすることができる。

第四節 取得

(買入の制限)

第十一條 財産の買入は一般競争入札に付さなければならぬ。但し、左に掲げる場合は、指名競争に付すか又は隨時契約に付することができる。

一、政府、市町村、その他公共團體と契約するとき

二、財産の性質その他によつて一般競争入札に付することを許さない事情があるとき

三、急施を要して一般競争入札に付す暇がないとき

四、一般競争入札に付しても入札者がなく、又は再入札に付しても予定價格を超過するとき

五、五萬圓を超えない財産の買入れをするとき

六、知事が一般競争入札に付すことを不利益と認め又は特に不適當とする事由があると認めるとき

(調査)

第十二條 買入れ、交換、寄附、その他によつて取得しようとするざい産は予めこれについて必要な調査をし知事が支障がないと認めるときは、これを取得するものとする。

前項のざい産で物權の設定、その他特殊の義務があるときは所有者又は當該權利者にこれを消滅させ又はこれについて必要な措置をなさなければならぬ。

(登記)

第十三條 不動産又は船舶についての權利を取得したときは、直ちにその登記をなさなければならぬ。登録を必要とする權利を取得したときはその登録について又同様である。

(代金支拂)

第十四條 登記又は登録を必要とする物件を買入れたときはその登記又は登録を完了した後、その他の物件を買入れたときはこの物件の收受を完了した後、その代金支拂を爲さなければならぬ。但し、知事が、必要があると認めるときはこの限りでない。

第五節 維持、保存及運用

(貸付期間)

第十五條 普通財産の貸付は左の期間を超えることができない。

一、植樹を目的として、土地及び土地の定着物(建物を除く以下同じ)を、貸付ける場合は、六十年

二、前號の場合を除く外、土地及び土地の定着物を貸し付ける場合は二十年

三、建物その他の物件を貸し付ける場合は五年

前項の貸付期間はこれを更新することができない。この場合においては更新のときから同項の期間をこえることができない。

(無償貸付)

第十六條 普通財産は左に掲げる場合に於てはこれを公共團體に

無償で貸し付けることができる。

一、公共團體において緑地、公園、溜池、火葬場、墓地又は塵あいの焼却場の用に供するときは、

二、公共團體において保護を要する生活困窮者の收容の用に供するとき

前項の無償貸付は、公共團體における當該施設の經營が營利を目的とし、又は利益をあげる場合には、これを行うことができない。

知事は第一項の規定により、普通財産を無償で貸し付けた場合において公共團體の當該財産の管理が良好でないと認めるとき、又は前項の規定に該當することとなつたときは、直ちにその契約を解除しなければならない。

(貸付料)

第十七條 普通財産の貸し付けに對しては土地については、時價の年、六歩以下建物その他の物件については、時價の年、一割二歩以下の貸付料を徴収する。

(貸付料の納付期限)

第十八條 普通さいさんの貸付料は毎年、定期にこれを納付せなければならぬ。但し、數年分を前納させることを妨げない。

(貸付契約の解除)

第十九條 普通さいさんを貸し付けた場合において、その貸付期間

中に群島又は公共團體において公共用、公用、又は群島の企業、若しくは公益事業の用に供するため必要を生じたときは、知事は、その契約を解除することができる。

前項の規定により契約を解除した場合においては借受入はこれに因つて生じた損失につき知事に對しその補償を求めることができない。

(貸し付けに對する擔保)

第二十條 財産の貸し付けに對して知事が必要であると認めるときは相當の擔保を提供させることができる。

(準用規定)

第二十一條 前六條の規定は、貸付以外の方法により普通財産の使用又は收益をさせる場合に、これを準用する。

第六節 處分

(交換)

第二十二條 普通財産は、土地、又は土地の定着物若しくは堅固な建物に限り、群島又は公共團體において公共用、公用又は群島の企業若しくは公益事業の用に供するため必要があるときは、これをそれぞれ土地又は土地の定着物若しくは堅固な建物と交換することができ。但し價格の差額がその高價なもの價格の四分の一を超へるときは、この限りでない。

前項の交換をする場合に於てその價格が等しくないときは、

その差額を金錢で補足しなければならない。

(譲與)

第二十三條 普通財産は左に掲げる場合においては、これを譲與することができる。

一、公共團體に於て、維持及び保存の費用を負担した道路、河川、水路、港灣、堤とう、溝又は溜池の用に供していたものの用途を廢止した場合において當該用途の廢止に因つて生じた普通さいさんをその負擔した費用の額の範圍内において當該公共團體に譲與するとき。

二、公共團體又は私人において既存の道路、河川、水路、港灣、堤とう、溝又は溜池の用途に代るべき他の施設をしたため用途を廢止した場合において當該用途の廢止によつて生じた普通財産をその負擔した費用の額の範圍内において當該公共團體又は當該私人若しくはその相續人、その他包かつ承繼者に譲與するとき。

三、道路、河川、水路、港灣、堤とう、溝又は溜池の用に供してゐた寄附に係るものの用途を廢止した場合に於て當該用途の廢止に因つて生じた普通さいさんをその寄附者又はその相續人その他の包かつ承繼者に譲與するとき、但し、寄附の際特約をした場合を除く外、寄附を受けた後二十年を

經過したもののについては、この限りでない。

四、公共團體において火葬場、墓地、じんあい焼却場として公共の用に供する普通さいさんを當該公共團體に譲與するとき。但し、公共團體における當該施設の經營が營利を目的とし、又は利益をあげる場合においてはこの限りでない。

(賣却)

第二十四條 普通さいさんの賣却は一般競争入さつによらなければならない。但し、左に掲げる場合には指名競争入さつ又は隨時契約によることができる。

一、公用、公共用又は公益事業に供するために政府市町村その他の公共團體又は私人に賣却するとき。

二、競争入さつに付しても入さつ者がなく、又は再入さつに付しても予定額に達しないとき。

三、見積り價格三万円未満のさいさんを賣却するとき。

(代金の納付)

第二十五條 普通さいさんを賣却又は交換したときはその引渡前又は移轉の登記或は登録前にその代金又は交換差金を完納せなければならぬ。但し知事が事情あると認めるときはこの限りでない。

(價格の評定)

第二十六條 知事は普通財産の交換、賣却、または、貸し付けをしようとするときはその價格を評定して、その基礎を明らかにした調書を作製しなければならない。

(用途、始期並びに期間の指定)

第二十七條 一定の用途に供させる目的をもつて普通さいさんの賣却、讓與又は交換をする場合は、その用途並びにこれをその用途に供する始期及び期間を指定しなければならない。但し知事が特にその必要がないと認めるときはこの限りでない。

(契約の解除)

第二十八條 用途及び期間を指定して普通財産の賣却、讓與又は交換をした場合には指定期間内にこれをその用途に供しないで、又はこれをその用途に供した後、指定期間内にその用途を廢したときはその契約を解除することができる。

第四章 臺帳報告書

(臺帳並びに總括簿の備付)

第二十九條 知事は第三條の規定による群島有さい産の分類及び種類に従いその臺帳を備えなければならぬ。但し部局等の長において群島有さい産に關する事務の一部を分掌するときは、その部局等毎にこれを備え政府本部にはその總括簿を備へるものとする。

知事又は部局等の長は、その

所管に屬し、または所管に屬する群島有さいさんにつき、取得の變換、處分その他の理由に基づく變動があつた場合においては直ちにこれを臺帳に記載しなければならない。

(増減及び現在額報告書)

第三十條 各部局の長はその所管に屬する群島有財産につき毎年度九月末現在及び三月末現在における現在額並びにその期間における増減の報告書を調製してこれを知事に送付しなければならない。

(總額計算書の調製)

第三十一條 知事は前條の規定により送付をうけた群島有財産増減及び現在額報告書に基き群島有さいさん増減及び現在額總計算書を調製し各々次の群島議會に提出しなければならない。

(適用)

第三十二條 この條例の施行前になした群島有財産の交換賣却、讓與及び出資並びに貸付、私權の設定その他使用又は収益をさせる行為はこの條例によつてしたものとみなす。

前項に掲げる行為でこの條例に抵觸するものはその低觸する部分に限りこの條例施行の日にその效力を失う。

附 則

この條例は一九五一年七月一日からこれを施行する。

奄美群島條例第二十九號

地租等臨時措置條例を、こゝに公布する。

一九五一年六月二十九日

奄美群島知事代理

大津 鐵 治

地租等臨時措置條例

第一條 當分の間この條例によつて地租及び諸税の税率等に關する特例を設ける。

第二條 地租の税率は、賃賃價格の百分の三百とする。

第三條 家屋税の税率は、賃賃價格の百分の二百五十とする。

第四條 通行税は、當該乗車船區間運賃の百分の十とする。短距離乗客と雖もこれを免税しない。

第五條 船舶税は船の馬力數及び噸數を基準としてそれぞれ次の賦課率により算出した額の合計額とする。

一馬力に付	年	十圓
一噸に付	年	十圓

第六條 自動車税の賦課率は次の通りとする。

貨物車一臺に付	年	六百圓
大型乗用車一臺に付	年	六百圓
乗用車一臺に付	年	四百圓
小型自動車一臺に付	年	三百圓

第七條 漁業權税の賦課率は次の通りとする。

定置漁業權一權利に付	年	三百圓
特別漁業權一權利に付	年	四百圓

第八條 藝妓税及び喫煙税はこれを徴收しない。

附 則

この條例は一九五一年一月一日からこれを適用する。但し第四條の規定は、公布の日からこれを施行する。

奄美群島條例第三十號

土地調査條例をこゝに公布する。

一九五一年六月二十九日

奄美群島知事代理

大津 鐵 治

土地調査條例

(この條例の目的)

第一條 奄美群島にある土地についてはその所在地番地目、地積、賃賃價格及びその他の状況を明確に把握し土地行政の圓滑適正を圖るためこの條例の定めるところにより必要な調査測量を行う。

(定義)

第二條 この條例に於て一區域とは登録された所有者地目及び土地の品位が同一であつて連續している土地を謂う。但し市町村大字及び字の境界にまたがり、若しくは道路、水路、提防、分水等の自然の區劃をなしている土地はこれを別區域とする。

(申告の義務)

第三條 土地の所有者は一區域毎に土地臺帳に登録された事項及び調査測量に必要な事項(第一號様式)を土地の所在の市町村長を経て申告しなければならない。

(境界標示義務)

第四條 土地の所有者は豫め其の土地の境界を標示するため界標又は圍障を設け若しくは竹木の伐開等を爲さねばならない。但し自然の區劃等に依つて境界が明瞭なものはこの限りでない。

(立會の義務)
第五條 土地の所有者はその土地の調査又は測量に際して、立會をしななければならない。隣接土地の所有者またはその土地につき利害關係がある者若しくはその土地の事情に精通している者で調査又は測量の係官から立會を要求されたものも、亦同様とする。

前項により立會を要求された者については、別に定めるところによつて、相當の費用を辨償する。

第一項の立會を要求されなかつた者でも、必要があると認めるときは、立會を申し出る事ができる。

(代理人の選定)
第六條 土地の所有者が、不在其の他己むを得ない事由があるときは、代理人を定めて、前三條に規定する申告境界標示又は立會の履行若しくはその他の事務を委任することができる。

(管理人の義務)
第七條 土地の管理人は、その管理に係る土地について、この條例で定める土地の所有者に屬する一切の事務を處理しなければならない。

(期日の告示)
第八條 土地の調査又は測量の施行日時若しくは第三條の申告又は第四條の境界標示の期日は、豫め告示しなければならない。

(立入權)
第九條 當該官吏は、調査又は測量のため必要があるときは他人の土地に立入ることができる。但し、他人の邸宅に立入るときは、豫めその占有者に通告しなければならない。

前項の場合には、その身分を証明する証票を携行しなければならない。証票の書式は次の通りとする。

書式

第 號

表 土地調査証

裏 官 氏名

年月日交附

(障害物の除去)
第十條 當該官吏は、調査測量の障害となる竹木土石その他を移轉又は除去することができる。

前項の場合において土地所有者及び關係人が損失を受けたときは、相當の補償を請求することができ。

(質問証ひよう書類の調査)
第十一條 當該官吏は、第五條の規定により立會人に對して、調査又は測量に必要な事項を質問し又は証憑書類の提出を求め、これを調査することができる。

(地番の更正)
第十二條 土地の異動又は行政區劃若しくは大字の變更のため、地番に異動を生じ又は著しく複雜となつたときは、適當の地番を定める。

(地目及び地積の修正)
第十三條 新に、地目を設定し又は地目を變更する必要を生じたときはその地目を設定し又は修正する。地盤はすべて、これを實測してこれに増減を生じたときは、その地積を修正する。

(分、合筆の制限)
第十四條 合筆又は分筆をする場合には、土地の所有者、質權者、又は地上權者その他利害關係人の承諾がなければこれを爲すことができない。

(賃貸價格の修正)
第十五條 土地の賃貸價格を設定し又は修正する必要があるときは、類地の賃貸價格に比準しその土地の品位及び狀況に應じてこれを定める。

(土地調査委員會の設置)
第十六條 第一條の目的を達成するため、土地調査委員會(以下委員會という)を置かなければならない。

(委員會の職務)
第十七條 委員會は、知事の監督に屬し、左の事務に従事する。
(一)境界の査定又はふん争の調停に關する事項。
(二)土地の賃貸價格の設定及び修正に關する事項。

(三)土地の異動調査並びに條例の周知徹底に關する事項。

(四)その他調査に必要な事項。

(委員會の種類及び組織)
第十八條 委員會は、部落(大字をいう以下同じ)委員會、市町村委員會及び特別委員會の三種とする。

委員の定数は、左の通りとする。

(一)部落委員
大字戸數 委員定員
一五〇戸未満 三人
一五〇戸以上 五人

(二)市町村委員
部落毎に一人

(三)特別委員
若干名

(委員の委嘱)
第十九條 部落委員は、當該部落に居住するもので、その土地の事情に精通した者の中から、その住民が推薦し又は選舉した者について、知事がこれを委嘱する。

市町村委員は、部落委員の中から、互選されたものについて知事が、これを委嘱する。特別委員は、必要に應じ市町村委員の中から、互選されたものについて、知事が、これを委嘱する。

委員は、別に定めるところにより、相當の報しゅうをうける。

(委員會の統理)
第二十條 い員會の招集、議事の進行その他の會務は調査の係官

若しくは知事の命じた者がこれを統理する。

(一筆限調書及び地圖の調製縦覽)

第二十一條 調査測量を終了した土地については、一筆限調書(第二號様式)及び地圖(第三號様式)を調製して三十日間一般の縦覽に供さなければならぬ。

縦覽期間及び場所は、豫めこれを告示しなければならぬ。

(異議の申立)

第二十二條 調査測量の結果について、異議のあるものは、前條の縦覽期間満了の日から二ヶ月以内に不服の事由を具して、知事にこれを申立てることができ

る。

前項の申立があつたときは市町村委員会又は特別委員会は第十七條により査定又は調停しなければならぬ。

(登録)

第二十三條 土地の調査又は測量を終了した土地については、土地臺帳及び地圖を改調して、調査測量した土地に關する事項を登録する。

(假登録)

第二十四條 左の各號の一に該當する土地については、員會の意見を聴き前條の規定に準じ假にこれを登録する。

(一)第三條乃至第七條に規定する義務に違反した者の土地

(二)査定又は調停が整はない土地

第二十五條 前條の規定による、取扱を受けた土地の所有者は、遅滞なく和解又は確定判決により知事に登録の申請をしなければならぬ。

(通知)

第二十六條 第二十三條及び第二十四條の規定によつて、土地臺帳及び地圖を改調したときは、登記官廳及び市町村長にそれぞれ土地異動の通知をしなければならぬ。

(登記及び修正)

第二十七條 前條の通知があつたときは、登記官廳及び市町村長は職權を以てこれが登記又は修正をしなければならぬ。

(罰則)

第二十八條 第三條乃至第七條の規定により申告境界標示及び立會をなすべき義務のあるものがその義務に違背したときは、これを五百円以下の過料に處する。

(罰則)

第二十九條 正當の理由がなく、第九條乃至第十一條の規定による調査又はその量の施行を拒み、妨げ又は忌避した者は、これを千円以下の罰金に處する。

(全前)

第三十條 土地の調査測量、審査の事務に従事し又は委員會の議事に參加した者が、その調査を

く量、審査、議事に關して知り

得た秘密を、もらしたときは、これを二千圓以下の罰金に處する。

第三十一條 この條例施行に關し必要な規程は別にこれを定める。

附則

第一條 この條例は、一九五一年二月一日からこれを適用する。

但し第二十八條乃至第三十條の規定は、この條例公布の日から、これを施行する。

第二條 そく量標の設置保存に關しては、陸地そく量標條例を準用する。

第三條 この條例に定めのないものについては地租法中土地臺帳に關する規定を準用する。

告示

奄美群島告示第十一號

知事代理に關する件

本職米國視察から歸任したので、副知事大津鐵治の知事代理は終止する。

一九五一年六月三十日

奄美群島知事 中江實孝

奄美群島監査委員會告示第四號

群島組織法第百十七條第二項により名瀨地區警察署の監査を行

つた結果は左の通りであつた。

同法第百十八條により之を公表する。

一九五一年五月八日

奄美群島監査委員會 委員長 吉田 嘉

監報第二號 名瀨地區警察署監査報告書

一、監査の種別 特別監査

二、監査の時期 一九五一年四月二十四日

三、監査に従事したい員 叶 實 統 川 井 順 英 吉 田 嘉 上 野 一 親 二

四、監査の結果

民主警察確立の爲の必須要件を署員服務指針とし、警察の正しい運営を圖るため、週一回幹部協議會を開き、率先垂範主義をとり、署員各自については日常勤務を通じ、民衆に接する態度服裝等について逐一指導してゐる様である。

又、年度教養計畫を樹立してゐるが、知事、議會議員の選舉、政府組織の改革其の他の事情のために、計畫通り實施されてゐない。

次に警察官の非違に對しては、細大もらさず、之が調査をなし、一九五〇年に於て減俸五名、けん責二名の處分をなしてゐるが如く、信賞必罰を嚴にしてゐる。

更に管下駐在所の事務監査及び定期參集は旅費支出等、豫算の制約をうけ豫定通り實施されてゐない。

(一)會計事務について

行政經常費の會計事務は、概ね適法に處理されているものと認めるが、政府金庫へ拂込むべき現金が、旅費へ立替流用されて現在未處理の分が一、六三三円ある。

遺失物の拾得金については「一九四八年四月十六日以降」一九五一年四月二十日迄の保管金が、二〇、五〇六円〇六錢で、その中で既に満期失効となつた一〇、一七八円五七錢は、四月二十一日に政府金庫へ納金處理済みであり残り〇、三四七円四九錢が現在保管されている。

又一九四六年四七年の留置人食費は各人支辨であつたが、その時の食費、殘金五〇七円七〇錢も、現在保管中である。

次に歳入金處理については従前は、臺帳を備付けてなかつたが、一九五二年度は政府歳入金出納簿を整備し、確實に處理がなされている。

備品については、一九四八年以降は、全く等閑視されていたものの様で、その貸與棄却處分等が合法的になされていないためその員數が臺帳と相當相違するが、本年四月に會計係の更迭があり、新任者に於ては、既に備品調査を開始し逐次之が整理に着手している。

(2) 保安警察について

保安警察については、その分野が實に廣範圍であり、諸般の計劃が樹立せられ、その實施のき道にあるが諸營業の取締については、特別布告第三十二號に依つて、その免許事務が企業免許事務所に移管されて以來その運営上、支障を來している様である。

ラツキーボックス、鬪鷄等については、之に賭博的行爲もある様で、その取締について研究中の様である。

次に交通事故が多く、昨年一年間の自動車事故が、二十五件で、死者四重傷八、輕傷三十一となつてゐるが、之は運轉手の不注意、部品不足による、車體の不整備、民心の弛緩に、その大なる原因があるものの様である。

又昨年の船舶事故は三十件で之は、船體の不整備及び船員の不注意によるものが多いのであるが、特に氣象の急變による事故の様である。

衛生については、市當局と緊密な連絡を保ち、これが指導監督に萬全を期している様であるが、衛生施設の不備と衛生思想の低位により、その取締りに相當苦慮している。

尙關係簿冊の整理状況は良好である。

(3) 司法警察について
司法警察については、人權擁護を目標として、犯罪その並にその處理の上に又各簿冊の整理に、新面目を呈しつつあるが本年三月から一九五〇年七月發布の特別布告第三十八號に依る被疑者身柄拘束四十八時間制を實施しつつあるので、留置人員は激減し、従つて其の給食費も節減せられ、人權擁護に明朗性を與えている。

即ち昨年に於ける留置人員は一日平均一〇、九人であつたが、最近は一、八人となつてゐる。

留置場は、終戦後の假小屋を使用しているもので、庭先から留置場内部が一見され、又内部の通風採光その他の衛生設備等は全く不備である。

五、意見
終戦後の思想混とんたる中にあつて生命を賭して、専ら治安の維持に當つてゐる警察官の勞苦に對しては、深甚なる敬意を表するものであるが更に警察官としての教養を高め、その本分を完うする様一般の努力を要望してやまないものがある。

最近に於ける治安状況を見るに、市内を中心とした傷害事件及び詐欺事件、現金並に食料衣料等のせつ盜事件が、相當數發生している。

前者は憤怒、怨恨、爭論等によるものであり、後者は不良青少年等の遊興飲食等によるもの

もあるが、その多くは、生活苦に基因するものの様であるから刑余者の保護更生、失業對策等の政治施策が伴はねば、その解決は困難であるものと認める。

次に防犯關係については、未成年者の禁酒禁煙又は防火等について或る程度、施策がなされてゐるけれども、もつと各般に互る積極的な方途を講ずる必要を痛感する。

以下、監査の細部について意見を述べる事にする。

(1) 會計事務について
現在の會計係は、本年四月交替して、前任者との間に、一應引繼がなされているが、現金備品等については、完全な引つぎがなされてゐないものの様であるから、確實な引つぎをなす必要があるものと認める。

而して旅費其他え立替流用中の一、六三三円については、早急に之が處理を要し特に備品の管理については、速かに整理を要するものと認める。

(2) 保安警察について
諸營業の取締については、企業免許事務所と警察との間に、特に緊密なる連絡を保ちその運営に萬全を期すべきであり、又交通事故の防止並に衛生取締に關しては、當局に於て周到なる計畫を樹立すべきは勿論であるが、住民各位の特別な協力が望ましい。

(3) 司法警察について

身柄拘束四十八時間制を採用し乍ら他の刑法、警察法等は、依然として、日本の舊法を適用しているもので、種々支障があるものの様であるから之を改正し更に科學捜査の設備を完備して犯罪捜査の萬全を期する必要があるものと認める。

婦人犯罪、少年犯罪の取調等は、婦人警察官を採用して之を行はしめては如何と思料する。

又留置場の設備は、人權の擁護の立場から、急速に之が改善をなす必要を痛感する。

(終)

奄美群島監査委員會告示第五號

群島組織法第七十七條第二項により奄美群島警察本部の監査を行つた結果は左の通りであつた。

同法第七十八條により之を公表する。

一九五一年五月八日

奄美群島監査委員會

委員長 吉 田 嘉

監報第三號

奄美群島警察本部監査報告書

一、監査の種類 特別監査

二、監査の時期 自一九五一年四月二十七日至四月二十八日

三、監査に従事した委員

叶 實 統
川 井 順 英
吉 田 嘉
上 野 親 二

四、監査の結果

警察行政は、群島組織法により公安委員會の指揮命令によつて、その運営がなされ、委員會は週に一回定例会議として開催されている。

又年度行事が細部に亘つて計劃されているが、昨年度は、知事、議會議員の選舉、政府の組織改革その他の事情のため計劃の通り實施されてはいない。

警察官の非違に對しては、總て督察委員會の審議に附し、信賞必罰を嚴重にしている。

(1) 金庫について

(イ) 金庫開閉に金庫開閉簿の備付がない。

(ロ) 金庫金品保管簿がないため、金庫責任者は、保管金品について、之を完全に掌握してはいない。

(2) 行政費經理について

關係簿冊の整理は良好であるが、一九五一年度に於て旅費及警備艇等の燃料代の債務發生額が豫算額を超過しているに拘らず、之が處理について政府財政部との間に充分なる協議がなされてはいないもの様である。

外勤警察官と認められる刑事に對する月額旅費の支給が除外されている。

(3) 備品、消耗品について

備品、消耗品、給與品、民政府の貸與品等の保管狀況は誠に良好であるが、備品の棄却處分についての手續が不備である。

次に害鳥獸驅除用じゆう器貸與數は全警察管下、僅かに百挺に過ぎない。

(4) 人事について

警部以下は、試験制度によつて、昇進或は採用する事になつてゐる。

警察官の非違に對しては、之を督察委員會が審議し、嚴重に處分がなされている、その結果は一九四七年から一九五〇年迄に懲戒免一六、諭示免一五、減俸一一、けん責二二、計、六四となつてゐる。

次に現職員の素質の向上について、教養資料或は防犯執務資料等のプリントを各署並に各課員に配布し、教養に力を注いでゐる。

又民政府の援助により現在迄、日本に派遣された警察官は、僅か六名であるがその受講による警察の民主化は見るべきものがあるもの様である。

(5) 司法警察について

司法警察については、人權擁護を目標として犯罪さうさ並にその處理上に又各簿冊の整理に新面目を呈しつつあるが、一九五〇年七月發布の特

別布告第三十八號による被疑者身柄拘束四十八時間制は名瀬地區署のみ、これを實施して、他署は司法機構整備未了のため、その實施に至つていない。

次に留置人の給食に關しては、給食規定がなく、又豫算も一人一日僅か十二円となつてゐる。

(6) 密航船の取締について

密航船の取締については、最近特に強化され一九四六年から一九五一年四月二十八日現在迄の沒收船舶數は七二に及んでゐる。

(7) 交通事故について

自動車事故は一九四六年以降、毎年上昇し、一九五〇年は最高に達してゐる。

その大きな原因は(イ)車りようの不完備(ロ)粗暴運轉(ハ)技倆未熟等であるが、一九五〇年に於ける事故件數三十一件で不可抗力によるものは、その一割に過ぎない。

しかし昨年末以來、嚴重な検査監督がなされ、一九五一年に入つてからの事故件數は、前年の同期間に比較してその三分の一に減じてゐる。

五、意見

群島治安の總元締である警察本部は、新しい警察行政の運営等に日夜懸命の努力を拂つてゐるがその勞苦は大いに多しなればならないものがある。

以下監査の細部について意見を述べる事にする。

(1) 現金の保管について

金庫開閉簿を備え、保管の金品に對しては、金庫金品保管簿を備付ける必要を認める。

更に金庫内に保管中の金品については、現金として、保管する事なく、預金をして保管する事が、事故防止上、適當と認める。

(2) 行政費經理について

豫算の不法流用はないものと認めるも、旅費、警備艇等の燃料代の超過については、一九五〇年度旅費に於ても同様のものがあるが、之は獨り會計係の責任ではなく、各その衝に當るものが、豫算という事を念頭に置く事なしに、事務を施行した事に起因するものと思料するから、豫算執行に當つては、充分注意すると共に、早急に之が善後措置を講ずべきである。

刑事に對しては、外勤警察官同様、月額旅費又は刑事手當の支給について再検討の必要があるものと認める。

(3) 備品、消耗品について

三輪車、サイドカーについては、その保管上、格納庫設置の必要を認める。
次に本群島に於ける農作物の被害は甚大なるものがあるので、驅除用銃器はもつと増

加されなければならないと認めるが故に、之が入手に最善の努力をなすべきであると認める。

(4) 人事について

人事については、その數よりも質に重点を置き、待遇改善を圖る事が望ましい。之については本部に於て既に計劃されている集團教養をなす事は勿論、多數の警察官を日本々土へ派遣する等、教養計畫について萬全の措置を講ぜられたい。

(5) 司法警察について

被疑者身柄拘束四十八時間制については名瀨地區署に於てのみ、實施されているが他署に於ても早急に之が實施出来る様、司法機構の整備を促進し、人權擁護をなすべきである。

次に留置人の給食については、給食規定を設けると共に豫算は僅か一人一日、十二円であるから、これが増額をなす必要を痛感する。尙その献立についても、充分なる考慮が拂われるべきものと認める。

(6) 交通事故について

交通事故については、一九五一年に於ては検査及監督に力を注いだ關係上、事故が減少しつつあるから、尙一層嚴重な検査、監督を切望する。
交通取締違反の中、最も件

數の多いものは、道路上の物件放置、子供の自動車追従、自轉車の無燈火であるから、住民各位の注意をかん起してやまない。

(7) 未成年の犯罪について

未成年者の犯罪については名瀨地區警察署の監査報告に述べてあるので省略する事にするが、本部に於ては、今一般と文教部、成人教育主事或は學校當局等と緊密な連絡をとり、未然に犯罪を防ぐ事に重点を置くと、共に教護院の設置等を考慮する必要を認める。

(終)

奄美群島監査委員會告示第七號

群島組織法第百十七條第二項により、大島農業研究指導所の監査を行った結果は左の通りであった。

同第百十八條により之を公表する。

一九五一年六月一日

奄美群島監査委員會

委員長 吉田 嘉

監報第四號

大島農業研究指導所監査報告書

書

一、監査の種別 定例監査

一、監査の時期 一九五一年五月十七日

三、監査に従事した委員

川 井 順 英

上 野 親 二

四、監査の結果

當群島は氣象條件に於て、地域的に大きな差異もあるので各地域に適する農業指導のため、一九四八年から瀬戸内、喜界、徳之島、沖永良部に各分場を設置している。之等の分場を包含する指導所に於ては、研究部と普及部に分れ、研究部は基礎的な試験を行い、應用的な試験は各分場に移している。

普及部は各分場に農事、畜産、養蚕の専門普及員を置き、更に市町村に各一名宛の改良普及員を置いて農業技術の普及徹底を期し、更に農家經營の改善を圖つていようである。

以下細部について列挙すれば次の通りである。

(1) 豫算經理について

一九五一年度は農林省の管轄下にあつたので、之については、内部に立入つて監査しなかつたのであるが、年度末の状況について當局の説明によれば、人件費、事業費その他合計五七七、三九五円二〇銭が農林省から送金がなく決算ができない状態にある。そのため生産物賣却代九九、八一六円三〇銭も之に流用されていようである。

一九五二年度は農林省から當群島政府に移管されたのであるが、實行豫算が成立しないため、職員の手給のみ正當支出がなされ、猶余を許さない家畜飼養料等は政府金庫え

納入すべき生産物、賣却代金
一四、二九一四五〇銭の内か
ら五、二二〇四、一時流用支出
されている。

尙會計簿冊の整備は不行届
である。

(2) 金庫について

(イ) 金こう開閉に金こ開閉簿
の備付がない。

(ロ) 金庫、金品保管簿がない
ため、金庫責任者は保管金
品について、之を完全に掌
握していない。

(3) 生産物處分について

生産物賣却判決録記載の
蔬菜類、仔豚、鶏卵等は適切
に販賣されているようで、生
産物賣却の場合の價格は係員
に於て市價を調査し、會計係
が立會つて生産物賣却判決録
で所長の決裁によつて決定さ
れているが、生産物賣却に關
する規定はない。

本年度、砂糖生産量二、八
三六斤の内、一、二六〇斤は
製糖場の營繕費借入金二九、
〇〇〇圓に對する擔保物件と
して拂出され、又一六六斤は
修理工事費に、其の他贈與等
のための拂下が若干あつた。

(4) 用地及建物について

當所の用地六町四反四せ二
十九歩の内官有地は僅か一町
九反二十七歩で、その残りは
借地であるが、地主から借地
の返還要求もあつて色々と支

障を來しているようである。
建物は事務室の外、實驗室、
畜舎等三十六棟あるが、その
多くが完全な修理もなされず
放置されている。

五、意見

農業に關する研究指導の分野
は極めて廣汎で、従つて、その
指導にも困難性がある。特に耕
地面積に乏しく氣象條件に恵ま
れず、きゆう屈な食糧事情の下
にある當群島に於ける農業研究
指導所の使命は洵に大である。
過去に於て農作物の品種改
良、水田二毛作の普及其の他幾
多の功績があるが、最近に於て
も豚の優良品種の人工授精、鶏
卵の人工ふ化等、大いに見るべ
きものがある。

然し乍ら當群島に於ける農家
の多くは貧農であるといつても
過言でなく、従つて將來は、農
家の經濟力の培養という事に指
針が置かれなければならないと
思うので換金産業にもつと重点
が置かれ、農業經營の改善に努
力せられるよう切望して止まな
いものである。

以下改善を要する事項を列舉
すれば次の通りである。

(1) 豫算經理について

一九五一年度豫算中、事業
費豫算が六二〇、六四二四七
〇銭あるが、之は旅費、現場
用備品、消耗品費に振り充て

られてゐるため、事業として
は、何等見るべきものがない
く、その結果は、五二年度事
業運営に大きな支障を來して
いるもののようなのであるから、
本年度に於ては、特に事業費
豫算計劃と、その執行に萬全
を期せられたい。

尙會計簿冊の整備をなし、
會計々理をなすよう留意すべ
きである。

(2) 金庫について

金こ開閉簿を備えはかんの
金品に對しては、金こ、金品ほ
かん簿を備付ける必要を認め
る。更に金こ内に保管中の金
員については、現金として保
管する事なく、預金として保
管する事が、事故防止上、適
當と認める。

(3) 生産物の處分について

生産物の賣却贈與等につい
ては、規準となるべき規定を
制定して、之によつて處分す
る必要があるものと認める、
更に豫算がないため、製糖場
營繕費に砂糖を擔保として
借入をなしているが、之は直
ちに才出入豫算に計上して處
理されなければならない。

(4) 用地及建物について

借地は地主との間に適當な
解決策が講ぜられるよう當局
の善處が望ましく建物につい
ては急速に修理をなし、その

管理に萬全を期せられたい。

(終)

奄美群島監査委員會告示第八號

群島組織法第一百七條第二項に

より大島中央病院の監査を行つ

た結果は左の通りであつた。

同法第一百八條により、之を

公表する。

一九五一年六月一日

奄美群島監査委員會

委員長 吉田 嘉

監報第五號

大島中央病院監査報告書

一、監査の種別 定例監査

二、監査の時期 自一九五一年五

月二十一日

至五月二十二

日

三、監査に従事した委員

川井 順 英 統

吉田 嘉

上野 親 二

四、監査の結果

現在職員は次の通りで、各科

共人手不足の状態であるが、病

院内に於ける一般診療の外に公

共事業として實費診療(貧困者

診療を含む)官公署の身體検査、

健康診断、受刑者診療、女給の特

殊検査及び診療無醫村の診療、

検疫、防疫菌検査等を行つてい

る爲、職員は相當無理な勤務を

續けているものようである。

職員調

職別名	區別	
	定員	現在員
醫師	6	3
助書	4	3
書記	5	3
藥劑師	1	0
看護婦長	2	2
看護婦	17	15
線技師	1	0
料理人	2	2
藥劑助手	1	1
掃除人	2	2
計	41	31
		10

以下細部について列挙すれば次の通りである。

(1)金こについて

(イ)金こ開閉に金こ開閉簿の備付がない。

(ロ)金こ金品保管簿がないため、金こ責任者は保管金品について之を完全に掌握していない。

(2)才入金處理について

一九五一年度才入金總額は八一五、二五七四七〇錢であるが、その内政府金こえ納入額七四九、一四九四七〇錢、金こ保かんの現金六、一七七四五〇錢で差額五九、九三〇四五〇錢は同年度物品購入代金その他え流用支出している。

一九五二年度、徴收済才入金總額は一〇七、七六二四五〇錢であるが、その内、政府金こえ納入額八一、四六六四五〇錢、金こ保管中の現金一、六九二四五〇錢で差額二四、六二三四五〇錢は一九五

一年度え一五、五四四四五〇錢、五二年度え九、〇七九四物品購入代金その他の支出に流用している。

次に會計各簿冊の整理は良好であるものと認める。

(3)才出金處理について

一九五一年度、才出總額八三五、六三九四で、その計理は良好であると認めるが、政府の支出遅延のため、前項の通り政府金こえ納入すべき才入金から立替支出したものが、七五、四七五四ある。

(4)事務用備品について

備品の受拂保管等概ね良好であるが棄却處分を要すると認められるものがある。

(5)患者の給食について

患者の給食については、その単價は僅か一人一日十二円の範圍内でなされている。その食糧品の購入受拂等は概ね良好であるものと認める。

(6)醫療藥品の現在高について
藥劑助手、レントゲン助手

として勤務した者一人を以て調劑、レントゲン、藥品の受拂保管等に任じている關係上、事務分量が過重であると共に、事務不慣のため、現在高を把握する事は容易でない。

(イ)保管については、勤務時間内は、係員がかぎの保管に當つては、退廳後は當直醫師が保管している。又倉庫係の受拂簿を以て各科並に藥劑室一切の受拂簿となしている。

(ロ)冷蔵この補給を受けているが、モーターがないために、使用不可能で、變質のおそれある血精類が、他の藥品と共に、倉庫内に保管されている。

(ハ)機械器具類の保管狀況は良好で使用する都度手入をなし、常時使用しないものは二ヶ月に一回手入をしているようであるが、臺帳の整備は充分といえない。

(ニ)倉庫が新設されているが尙狹隘で藥品の配列及び搬入搬出等に不便である。

(ホ)醫療機械器具、藥劑部備品等の棄却手續等は適法に處理されていると認める。

(ヘ)寢具は必ず消毒、洗たく済のものを各患者に貸與しているが、簿冊の整理狀況は良好でない。尙患者から洗たく料を徴收し一般會計

と別途計理をなしている。

五、意見

醫療機關の完びしない當群島に於ける病院の使命は眞に重大である。戰災によつて建物その他醫療設備の大部分を破壊せられ、その運営は不可能の狀態にあつたのであるが、現在の設びに復舊したその勞苦は並大抵のものではなかつたと思う。更に現在に於ても人手の不足と設備の不完とを克服し乍ら診療と、人命保全に獻身的努力を續け、薄給に甘んじていられる院長以下職員に對しては、萬腔の敬意を表するものである。

尙完全な設備と人員の充實を圖つて、理想的な公共的病院としての運営がなされるよう一層の努力が望ましい。

以下細部について意見を述べれば次の通りである。

(1)金こについて

金こ開閉簿を備え、保管の金品に對しては、金こ金品保かん簿を備付ける必要を認める。

更に金こ内にはかんの金員については、現金として保管する事なく預金として保かんする事が事故防止上適當と認める。

(2)歳入金處理について

一九五一年度歳入金が今尙納入されず流用支出されている事は、政府の支拂の遅延に原因しているものようであ

るが、このような事は當病院のみでなく、殆んど各かいの通弊事項であるから、政府として才入金の納入が円滑になされるよう根本的な方法を講ずる必要があるものと認め

(3) 事務用備品について

使用不能の備品にして棄却處分を要するものの處理について前項と同様、各かいとも通弊事項であるから、政府はその處理方法を明示して處理をなさしめる必要があるものと認める。

(4) 患者の給食について

患者の給食は、その單價も僅か一日十二円となつてゐるので、之のみで事足りりとする患者は、殆んど稀で、附添人による給食がなされてゐるが、之を廢して専ら病院の給食にする事は非について充分なる研究の必要があるものと認める。

(5) 洗濯料について

洗たく料は別途計理されてゐるが、之は歳入歳出予算に計上して正規の取扱をなす必要があるものと認める。

(6) 醫療藥品の現在高について

(イ) 藥劑師の採用不可能の大きな原因は待遇問題であると思料せられるから、政府は速かに善處する必要があるものと認める。又藥劑師を採用すると共に、事務責

任者を置き簿冊の整理に任じ、外倉庫の經理と小出倉庫の經理を別にし、現在高を一目瞭然とするよう帳簿の整備を圖るべきである。

(ハ) モーターの購入を促進し

血精類のように、變質のおそれあるものは、速かに冷蔵庫に保管すべきである。

(ニ) 醫療機械器具及藥品備品

等の簿冊のせいびは不行届であるから、速かに處理を要するものと認める。

(7) 醫師の待遇改善について

専門的技術を持つ醫師に對する給與が非常に薄いため、豊島知事在任當時、待遇改善の一助として往診料は總て醫師の收入とし、又自宅に於ける夜間營業も之を認める事とし、今日に至つてゐるのであるが、かかる臨事措置は、これを廢して、その待遇を開業醫に準するような特別なる措置を講ずる必要を痛感する。

(終)

訓令

奄美群島政府訓令第四號

誤植訂正

公報第九十一號、一九五一年四月二日附奄美群島監査委員會告示第一號、奄美群島監査委員會處務規程第十三條末尾に次の通り追加する。但し時宜に依り變更することが出来る。

一九五一年六月五日發行第九十三號中、左記の通り訂正する。

二頁	二頁	十八行目(口)地	地賃價格	地賃價格
二頁	二頁	三十五行目	地賃價格	地賃價格
三頁	四段	三十三行目	地賃價格	地賃價格
三頁	四段	三十一行目	地賃價格	地賃價格
三頁	四段	二十九行目	地賃價格	地賃價格
三頁	四段	二十七行目	地賃價格	地賃價格
三頁	四段	二十五行目	地賃價格	地賃價格
三頁	四段	二十三行目	地賃價格	地賃價格
三頁	四段	二十一行目	地賃價格	地賃價格
三頁	四段	十九行目	地賃價格	地賃價格
三頁	四段	十七行目	地賃價格	地賃價格
三頁	四段	十五行目	地賃價格	地賃價格
三頁	四段	十三行目	地賃價格	地賃價格
三頁	四段	十一行目	地賃價格	地賃價格
三頁	四段	九行目	地賃價格	地賃價格
三頁	四段	七行目	地賃價格	地賃價格
三頁	四段	五行目	地賃價格	地賃價格
三頁	四段	三行目	地賃價格	地賃價格
三頁	四段	一行目	地賃價格	地賃價格
三頁	四段	運命裁斷	運命裁斷	運命裁斷
三頁	四段	別紙の通り	別紙の通り	別紙の通り
三頁	四段	不族延元地地	不族延元地地	不族延元地地
三頁	四段	行費精算金員	行費精算金員	行費精算金員
三頁	四段	運命裁斷	運命裁斷	運命裁斷
三頁	四段	左の通り	左の通り	左の通り
三頁	四段	運命裁斷	運命裁斷	運命裁斷

本號訂正

十八頁	三十三行目	第二項	第一項
二十頁	三十三行目	第二項	第一項
二十一頁	三十三行目	第二項	第一項
二十二頁	三十三行目	第二項	第一項

(本號二十四頁)